

令和 8 年度 芦屋市自治会連合会総会

次 第

1 開 会

2 市長・会長感謝状贈呈

3 会 長 あ い さ つ

4 来 賓 祝 辞

5 議 長 選 出

6 議 事

第 1 号議案 令和 7 年度 事業報告について

第 2 号議案 令和 7 年度 会計報告について

第 3 号議案 令和 7 年度 会計監査報告について

第 4 号議案 令和 8 年度 役員（案）について

第 5 号議案 令和 8 年度 基本方針(案)及び事業計画(案)について

第 6 号議案 令和 8 年度 予算(案)について

7 閉 会

令和8年度 町内自治組織功労者の表彰

＜順不同・敬称略＞

1 町内自治組織功労者 市長感謝状 受賞者

め せ としあき
目瀬 敏明 〈三条町いぬい会〉

ふじやま あや
藤山 文 〈浜芦屋町自治会〉

2 芦屋市自治会連合会 会長感謝状 受賞者

ほりうち さちこ
堀内 幸子 〈三条町自治会〉 ※催事の企画・運営に永年貢献

さぶ り すず え
佐分利 鈴恵 〈松ノ内町会〉 ※広報・書記として永年貢献

め が
妻鹿 ひとみ 〈朝日ヶ丘町自治会〉 ※催事の企画・運営に永年貢献

ほりば ますみ
堀場 真澄 〈親王塚町会〉 ※美化活動に永年貢献

わたぬま つとむ
渡沼 励 〈春日町自治会〉 ※防犯・美化活動に永年貢献

ほしの しょうん
星野 小雲 〈南宮町自治会〉 ※催事の企画・運営に永年貢献

つくも しょうぞう
津久茂 昭三 〈浜芦屋町自治会〉 ※美化活動に永年貢献

こばた ひろこ
古畑 裕子 〈松浜町自治会〉 ※催事の企画・運営に永年貢献

3 兵庫県自治賞 受賞候補者

よしの てつお
吉野 哲夫 〈津知町自治会〉

令和 7 年度 芦屋市自治会連合会 事業報告

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

1. 会議の開催

【芦屋市自治会連合会の会議】

(1) 役員会

第 1 回	5月22日(水)	① 令和 7 年度自治会連合会総会について ② 顕彰の候補者の選考について
第 2 回	6月17日(火)	③ 令和 7 年度まちづくり懇談会について ① 令和 6 年度自治会連合会総会について ② 令和 7 年度まちづくり懇談会について
第 3 回	8月26日(火)	① 令和 7 年度まちづくり懇談会について ② 他団体との交流会について ③ 地域づくりの講演会について
第 4 回	10月 3日(金)	④ マンション形態の自治会について ① 令和 7 年度まちづくり懇談会について ② 他団体との交流会について ③ 地域づくりの講演会について
第 5 回	11月 6日(木)	④ 自治会連合会退会意思のある自治会について ① 令和 7 年度まちづくり懇談会の振り返りについて ② 地域づくりの講演会について
第 6 回	1月 9日(金)	③ 他団体との交流会について ① 地域づくりの講演会の振り返りについて ② 他団体との交流会について
第 7 回	2月17日(火)	③ 令和 8 年度年間スケジュールについて ④ 次期自治会連合会会長の選出について ① 次期自治会連合会会長の選出について ② 他団体との交流会の振り返りについて
第 8 回	3月12日(木)	③ 令和 8 年度年間スケジュールについて ① 次期自治会連合会会長の選出について

(2) 理事会

第 1 回	4月15日(火)	① 令和 7 年度まちづくり懇談会について ② 令和 7 年度年間スケジュールについて
第 2 回	6月 6日(金)	① 令和 7 年度自治会連合会総会議案書(案)について ② 令和 7 年度まちづくり懇談会について
第 3 回	9月 8日(月)	① 令和 7 年度まちづくり懇談会について
第 4 回	11月14日(金)	① 令和 7 年度まちづくり懇談会の振り返りについて ② 交流会について
第 5 回	2月19日(木)	① 令和 8 年度年間計画について ② 役員改選について
第 6 回	3月16日(月)	① 会長選出について

(3) 分科会

分科会の開催に向けて進め方や課題の整理を行った。

(4) その他

■ 5月22日(木)

会計監査

内 容：令和6年度会計（収入・支出）の監査

■ 5月22日(木)

顕彰委員会

内 容：(1) 芦屋市長感謝状 候補者選考
(2) 芦屋市自治会連合会会長感謝状 候補者選考
(3) 兵庫県自治賞 候補者選考

■ 6月26日(木)

総 会

内 容：(1) 令和6年度事業報告について
(2) 令和6年度会計報告について
(3) 令和6年度会計監査報告について
(4) 令和7年度役員(案)について
(5) 令和7年度基本方針(案)及び事業計画(案)について
(6) 令和7年度予算(案)について
(7) 芦屋市自治会連合会規約(案)について

■ 10月31日(金)

まちづくり懇談会

場 所：市民センター401室

参加者：63人

内 容：「防災」について

芦屋市自治会連合会ホームページをご覧ください。

■ 11月28日(金)

地域づくりの講演会

場 所：保健福祉センター多目的ホール

参加者：73人

内 容：人口減少時代のまちづくり～地域の担い手の見つけ方・育て方～

■ 1月24日(土)

特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会との交流研修会

場 所：リードあしや

参加者：19人

2. 令和7年度 芦屋市自治会連合会 協賛・後援事業報告

■ 4月6日(日)

「第37回芦屋さくらまつり」協賛

■ 4月13日(日)

「2025 芦屋ファンラン」後援

■ 10月12日(日)

「第37回あしや秋まつり」協賛

3. 令和7年度事業計画に基づく報告

(1)組織の活性化

- ① ブロック会の活性化
- ② 理事会の活性化
- ③ 組織づくりの支援・手法の検討

(2)自治会活動の支援

- ① 自治会育成事業補助の実施
- ② ブロック会事業補助の実施

(3)まちづくり懇談会

- ① テーマに沿った会の開催

(4)附属機関等委員会委員を公募

- ① 市の政策企画推進に広く自治会連合会から適任者を推薦

(5)心ふれあうまちづくり

- ① 子育て世代支援、青少年の健全育成に協力
- ② 高齢者対策の推進に協力
- ③ 地域福祉の育成に協力
- ④ 芦屋さくらまつり協賛
- ⑤ あしや秋まつり協賛、芦屋さくらファンラン等後援

(6)安全なまちづくり

- ① 交通安全運動に協賛
- ② 防犯・防災会議、行事等に協働

(7)他団体と連携

- ① 兵庫県阪神南県民センターと連携
- ② 芦屋市生活安全推進連絡会に参画
- ③ 芦屋市内活動団体との交流

(8)地域貢献者の表彰

- ① 自治会連合会感謝状の贈呈
- ② 芦屋市町内自治組織功労者市長感謝状の推薦
- ③ 自治賞（知事名）の推薦

(9)地域づくり講演会の開催

- ① 芦屋市特有のテーマに沿った講演会の開催

令和8年度 附属機関(審議会)への委員等の委嘱状況

令和8年6月1日時点

番 号	組 織 名		附 属 機 関 名	委嘱者	委 員 任 期	
	部	室			開 始	終 了
芦屋市附属機関						
1	企画部	市長公室	政策推進課	天井 裕一	令和6年6月1日	令和8年3月31日
2			市民参画・協働推進課	足立 裕一	令和7年7月1日	令和9年6月30日
3		市民室	人権・男女共生課	岩崎 尚	令和7年4月1日	令和9年3月31日
4			環 境 課	石戸 正	令和6年7月1日	令和8年6月30日
5	市民生活部	環境・経済室	環境施設課	山口 能成	令和6年8月1日	令和8年7月31日
				橋本 明美		
6			芦屋市廃棄物減量等推進審議会	足立 裕一	令和4年7月1日	策定完了日
7			芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会	天井 裕一	令和6年6月1日	令和10年3月31日
8	こども福祉部	福祉室	地域経済振興課	高橋 洋一	令和8年4月1日	令和10年3月31日
9			地域福祉課	野村 浩子	令和8年4月1日	令和10年3月31日
10			芦屋市民生委員推薦会	荒田 正	令和8年4月1日	令和11年3月31日
11			芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会	尾縣 和彦	令和8年2月	令和9年3月31日
12		都市戦略室	建築住宅課	橋本 明美	令和7年10月1日	令和8年9月30日
13			芦屋市国民保護協議会	荒田 正	令和8年4月1日	令和10年3月31日
14	都市政策部	都市基盤室	芦屋市国民保護協議会幹事会	河合 依三香	令和8年4月1日	令和10年3月31日
15			芦屋市防災会議委員	荒田 正	令和7年10月1日	令和9年3月31日
16			芦屋市防災会議幹事	河合 依三香	令和7年10月1日	令和9年3月31日
17	上下水道部		芦屋市上下水道事業経営審議会	法兼 茂子	令和8年4月1日	令和9年3月31日
18	教育部	教育統括室	社会教育推進課	河合 依三香	令和8年4月1日	令和9年3月31日
19			管 理 課	野村 浩子	令和7年5月1日	令和8年2月28日
20			学校教育室	芦屋市青少年問題協議会（終了）	足立 裕一	令和5年9月1日

芦屋市からの推薦依頼（附属機関以外）						
1	都市政策部	都市基盤室	道路・公園課	芦屋市生活安全推進連絡会	荒田 正	令和8年6月1日 令和10年5月31日
2	学校教育部	学校教育室	学校教育課	芦屋市トライやるウィーク推進協議会	上原 歩	令和8年4月1日 令和9年3月31日
芦屋市以外からの推薦依頼						
1	社会福祉協議会	-	-	芦屋市社会福祉協議会理事	塩路 伸世	令和7年6月 令和9年6月予定
2	社会福祉協議会	-	-	芦屋市社会福祉協議会評議員	細谷 耕一	令和7年6月24日 令和11年6月予定
3	社会福祉協議会	-	-	芦屋市共同募金委員会	細谷 耕一	令和7年8月1日 令和9年7月31日
4					野村 浩子	
5					小畑 広士	
6					津田 仁彦	
7	兵庫県芦屋健康福祉事務所	-	-	薬物乱用防止指導員協議会	樋口 勝紀	令和7年4月1日 令和9年3月31日

令和 7 年度 会計報告

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

[収入の部]

(単位 円)

費 目	予算額	決算額	摘 要
会 費	648,000	624,000	@8,000 円×78 組織
運営補助金	395,000	395,000	芦屋市補助金 (自治会連合会運営補助)
雑 収 入	321	538	預金利息
繰 入 金	0	0	
繰 越 金	283,653	283,653	前年度繰越金
合 計	1,326,974	1,303,191	

〔支出の部〕

(単位 円)

費 目	予算額	決算額	摘 要
総 会 費	180,000	138,643	会場費、議案書印刷等
会 議 費	320,000	230,595	役員会、理事会、ブロック会助成金 まちづくり懇談会等
分科会運営費	10,000	0	
顕 彰 費	70,000	58,102	会長感謝状、記念品等
研 修 活 動 費	200,000	49,728	特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会との 交流会
広 報 費	150,000	133,100	自治連ホームページドメイン及び レンタルサーバー更新代
消 耗 品 費	30,000	29,700	封筒代
印 刷 費	100,000	0	
事 務 費	10,000	1,210	振込手数料
通 信 費	180,000	106,990	郵便料
分 担 金	20,000	20,000	芦屋さくらまつり協賛金
繰 出 金	0	0	事業積立特別会計への繰出 (周年記念式典への積立て)
予 備 費	56,974	0	
合 計	1,326,974	768,068	

【次年度繰越額】収入決算額－支出決算額 1,303,191 円－768,068 円＝535,123 円

令和 7 年度 自治会育成事業 特別会計報告

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

[収入の部]

(単位 円)

費 目	令和 7 年度 予算額	令和 7 年度 決算額	摘 要
交 付 金	340,000	196,000	自治会育成事業補助 @4,000 円×2 回×18 団体 @4,000 円×1 回×13 団体
合 計	340,000	196,000	

[支出の部]

(単位 円)

費 目	令和 7 年度 予算額	令和 7 年度 決算額	摘 要
交 付 金	340,000	196,000	自治会育成事業補助 @4,000 円×2 回×18 団体 @4,000 円×1 回×13 団体
合 計	340,000	196,000	

令和 7 年度 自治連事業積立 特別会計報告

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

[収入の部]

(単位 円)

費 目	令和 7 年度 予算額	令和 7 年度 決算額	摘 要
利 息	50	505	預金利息
繰 入 金	0	0	一般会計から事業積立会計への積立
繰 越 金	716, 108	716, 108	前年度からの繰り越し
合 計	716, 158	716, 613	

[支出の部]

(単位 円)

費 目	令和 7 年度 予算額	令和 7 年度 決算額	摘 要
事業費	0	0	○自治会加入促進パンフレットの作成 ○自治会育成事業奨励費 ○周年事業費
繰 越 金	716, 158	716, 613	次年度へ繰り越し
合 計	716, 158	716, 613	

令和7年度 会計監査報告

令和7年度芦屋市自治会連合会の一般会計及び特別会計の収支につき、会計帳簿及び関係書類を精査した結果、いずれも適正に処理されていることを認めます。

令和8年5月20日

監 査

石戸 正



監 査

高橋 洋一



令和8年度 役員（案）

□令和8年度 役員名簿

[会 長]	荒 田 正	(松浜町自治会)
[副 会 長]	高 橋 洋 一	(業平町自治会)
[副 会 長]	河 合 依三香	(伊勢町自治会)
[会 計]	野 村 浩 子	(南浜町1街区自治会)
[書 記]	石 戸 正	(打出町自治会)
[監 査]	上 原 歩	(茶屋之町自治会)
[監 査]	足 立 裕 一	(若葉町七番自治会)

[理 事]

ブロック	氏 名	組 織 名
1 ブロック	樋 口 勝 紀 岩 崎 尚	西山町自治会 三条町自治会
2 Aブロック	香 川 裕 行	奥池町自治会
2 Bブロック	竹 内 安 幸	東山町自治会
2 Cブロック	尾 原 健 太	大原町自治会
4 ブロック	橋 本 明 美 細 谷 耕 一	朝日ヶ丘町自治会 親王塚町会
5 ブロック	石 戸 正	打出町自治会
6 Aブロック	高 橋 洋 一 法 兼 茂 子	業平町自治会 宮塚町自治会
6 Bブロック	西 敬 尚 小 畑 広 士	前田町自治会 平田北町自治会
7 ブロック	荒 田 正 河 合 依三香	松浜町自治会 伊勢町自治会
8 ブロック	尾 縣 和 彦 前 田 辰 一	呉川町町内会 東南会
9 Aブロック	大 永 順 一 加 藤 一 夫	高浜公社住民自治会 浜風(4)住宅管理組合
9 Bブロック	丸 山 巖 三 宅 孝	若葉町公社住宅自治会 芦屋緑(2)住宅管理組合
10 ブロック	中 間 勝 浅 田 信 二	南浜町2街区自治会 芦屋海岸通自治会

〈芦屋市自治会連合会内規別表 1〉

令和8年度 芦屋市自治会連合会 ブロック会一覧表(令和8年6月26日現在)

ブロック	町内自治組織	ブロック	町内自治組織
1	西山町自治会	7	平田町自治会
	山芦屋町自治会		浜芦屋町自治会
	三条町自治会		松浜町自治会
	三条町いぬい会		松浜ハイツ管理組合
	月若町内会		竹園町自治会
	西芦屋町町内会		伊勢町自治会
	三条南町自治会	8	呉川町町内会
2A	奥池町自治会		西藏町自治会
	芦屋ハイランド自治会		浜町自治会
2B	朝日プラザ芦屋山手1番館自治会		南宮町自治会
	東山町自治会		東南会
	山手町町内会	9A	浜風(3)住宅団地管理組合
	東芦屋町自治会		浜風(4)住宅管理組合
2C	松ノ内町会		浜風(5)住宅管理組合
	船戸町自治会		浜風町1街区自治会
	大原町自治会		アステム芦屋C棟管理組合
	ラポルテ東館住宅自治会		アステム芦屋D棟自治会
4	六麓荘町町内会		松韻の街自治会
	朝日ヶ丘町自治会		高浜公社住民自治会
	岩園町自治会		高浜町八街区自治会
	翠ヶ丘町自治会		芦屋浜第一住宅管理組合
	親王塚町会		高浜町1番住宅自治会
	楠町自治会		新浜住宅管理組合
5	春日町自治会	9B	アステム芦屋A B棟管理組合
	打出小槌町自治会		若葉町公社住宅自治会
	若宮町自治会		若葉町七番自治会
	打出町自治会		緑(1)住宅管理組合
6A	業平町自治会		芦屋緑(2)住宅管理組合
	公光町自治会		緑(4)住宅管理組合
	茶屋之町自治会		緑町西地区自治会
	大榭町自治会		潮見町南地区自治会
	宮塚町自治会	10	市営南芦屋浜団地自治会
	精道町自治会		エスリード芦屋陽光町管理組合
	宮川町自治会		陽光町6番自治会
6B	清水町自治会		海洋町1街区自治会
	前田町自治会		南浜町1街区自治会
	津知町自治会		南浜町2街区自治会
	川西町自治会		芦屋海岸通自治会
	平田北町自治会		涼風町自治会
		合計 78団体	

令和8年度 基本方針（案）

芦屋市自治会連合会は、自治会・町内会が地域コミュニティの核であることを再認識し、団体間での交流を促進すること、行政との連携により、住みよいまちづくりを目指します。

近年は、災害リスクの高まりや自治会活動の担い手不足が深刻な課題となりつつあります。災害時の顔見知りの関係や、自治会活動の世代間の継承はいずれも自治会や住民同士の「つながり」によって成り立っています。

芦屋市が住みよいまちであり続けられるよう、自治会および住民同士の「つながり」を軸に自治会活動の活性化に取り組みます。

1. 自治会同士のつながりづくり

自治会同士のつながりを生み出し、連携しやすい関係づくりをすすめる、各自治会間の情報共有、共通問題の解決等、広域的な活動の連携を目指します。

2. 自治会と行政の連携強化

自治会連合会は、自治会と行政の窓口を担い、各自治会からの要望、課題等を行政機関と協議、解決する機能を目指します。

3. コミュニティ活動の推進

地域住民の交流を促すイベントや交流事業の推進と実施を図ります。

4. 他団体とのつながりづくり

市内の各団体とのネットワークを強化することで、団体同士で連携・協力しやすい関係づくりを目指します。

5. 後継者の発掘、育成のサポートと役員の負担軽減の推進

人的ネットワークを活かし、自治会連合会として後継者の発掘や育成サポートを進めます。

運営活動等の効率的な推進、個々の負担軽減を図る為、IT化・アプリ等の活用推進を図ります。

これらの取り組みを進めることで、地域活動の促進を図り、地域のつながりを力に変え、共に支え合い安心できるまちを目指してまいります。

令和 8 年度 事業計画（案）

1. 組織づくり

- (1) ブロック会の活性化
- (2) 理事会の活性化

2. 自治会活動の援助

- (1) 自治会がかかえる課題対策へのサポート
- (2) 自治会育成事業補助
- (3) ブロック会事業補助

3. 懇談会・講演会・研修会

- (1) テーマに沿った会の開催
- (2) 自治会活動の推進を目的とした講演会・研修会の開催
- (3) 芦屋市特有のテーマに沿った地域づくり講演会の開催

4. 附属機関等委員を公募

- (1) 市の政策企画推進に広く自治会連合会から適任者を推薦

5. 心ふれあうまちづくり

- (1) 子育て世代支援、青少年の健全育成に協力
- (2) 高齢者対策の推進、協力
- (3) 地域福祉の育成に協力
- (4) 地域活性化につながるイベントへの協賛、支援

6. 安全なまちづくり

- (1) 交通安全運動に協賛
- (2) 防犯・防災会議、行事等に協働

7. 他団体と連携

- (1) 兵庫県阪神南県民センターと連携
- (2) 芦屋市生活安全推進連絡会に参画
- (3) 芦屋市内活動団体との交流

8. 地域貢献者の表彰

- (1) 芦屋市自治連合会会長感謝状の贈呈
- (2) 芦屋市町内自治組織功労者市長感謝状の推薦
- (3) 自治賞（知事名）の推薦

令和 8 年度 予算（案）

（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日）

[収入の部]

（単位 円）

費 目	令和 8 年度	令和 7 年度	摘 要
	予算額	決算額	
会 費	624,000	624,000	@8,000 円×78 組織
運営補助金	486,000	395,000	芦屋市補助金 (自治会連合会運営補助)
雑 収 入	538	538	預金利息等
繰 越 金	535,123	283,653	
合 計	1,645,661	1,303,191	

[支出の部]

(単位 円)

費 目	令和 8 年度 予算額	令和 7 年度 決算額	摘 要
総 会 費	180,000	138,643	会場費、議案書印刷等
会 議 費	300,000	230,595	理事会、役員会、ブロック会 懇談会、分科会等
顕 彰 費	60,000	58,102	会長感謝状、記念品等
研修活動費	250,000	49,728	研修会、講習会、他団体との交流会等
広 報 費	150,000	133,100	ホームページ維持管理費等
消耗品費	50,000	29,700	事務用品等
印 刷 費	100,000	0	会議資料、加入促進パンフレット等
事 務 費	10,000	1,210	振込手数料等
通 信 費	130,000	106,990	自治連会員への郵便料等
分 担 金	50,000	20,000	イベント協賛金
繰 出 金	0	0	事業積立特別会計への繰出 (周年記念式典への積立て)
予 備 費	365,661	0	
合 計	1,645,661	768,068	

令和 8 年度 自治会育成事業 特別会計 予算（案）

（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日）

〔収入の部〕

（単位 円）

費 目	令和 8 年度 予算額	令和 7 年度 決算額	摘 要
交 付 金	340,000	196,000	自治会育成事業補助 @1 回 4,000 円
合 計	340,000	196,000	

〔支出の部〕

（単位 円）

費 目	令和 8 年度 予算額	令和 7 年度 決算額	摘 要
交 付 金	340,000	196,000	自治会育成事業補助 @1 回 4,000 円
合 計	340,000	196,000	

令和 8 年度 自治連事業積立 特別会計 予算（案）

（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日）

〔収入の部〕

（単位 円）

費 目	令和 8 年度 予算額	令和 7 年度 決算額	摘 要
繰 越 金	716,613	716,108	
記 念 事 業 参 加 費	0	0	
祝 金	0	0	
利 息	505	505	預金利息
繰 入 金	0	0	一般会計から事業積立特別会計への積立
合 計	717,118	716,613	

〔支出の部〕

（単位 円）

費 目	令和 8 年度 予算額	令和 7 年度 決算額	摘 要
繰 越 金	717,118	716,613	次年度へ繰り越し
記念事業費	0	0	
合 計	717,118	716,613	

芦屋市自治会連合会規約

(名称及び所在)

第1条 本会は市内に住居また事務所を有する者が結成する自治会、町内会、管理組合等で構成し、芦屋市自治会連合会（以下「自治連」という。）と称し、事務所を芦屋市精道町7番6号におく。

(組 織)

第2条 本会は、市内各地区の町内自治組織（以下「組織」という。）をもって構成する。

2 近隣の組織はブロック会を設け連携して活動を活性化する。

(町内自治組織)

第3条 この組織は近隣共助の精神に基づき、市民が日常生活上で繋がりを持つ一定の町内に居住、または事務所を有する者で構成される。

2 この組織は同一区域1組織とし、重複した複数の組織の届出は受理しない。

3 組織の会員は同時に自治連会員の資格を持つ。組織の会員をもって自治連会員とする。

(目 的)

第4条 本会は、市民の連帯意識の育成・各地区の環境整備及び改善・福祉の増進及び各組織相互の連絡並びに振興を図ることを目的とする。

2 会員の要請を受け、行政に陳情し市民によるまちづくりを担う。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 組織の育成と向上発展
 - (2) ブロック会及び専門委員会の行う事業及び事務の連絡調整
 - (3) 市及び関係機関との連絡並びに意見の交換
 - (4) その他、目的達成に必要な事項
 - (5) 会員の総意を行政と議会に届け3者が協働して安全・安心で明るく健康的なまちづくりを進める。
- 2 本会は特定の思想、信条、政党、宗教等に偏らない市民団体であり、行政、議会と協調、協働して芦屋のまちづくりを進める。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員をおく。

会 長 1名、 副会長 3名以内、 理 事 ブロック会代表、 会 計 1名、
書 記 1名、 監 査 2名、 幹 事 若干名（会員公募）、 1日役員 随時

第7条 役員の選出方法及び任期は次のとおりとする。

- (1) 理事は、各ブロックから2名以内を選出し、総会において承認する。
- (2) 会長は理事の中から選出し、総会において承認を得る。
- (3) 会長の選出は、自薦他薦を問わず立候補者から理事会多数決により選出し、総会で承認を得る。立候補者は、理念方針書を添え立候補届を会長の改選を行う年の3月1日から3月31日までの期間に事務局に提出する。
会長は市が関係する他の団体会長との兼任は認めない。
- (4) 副会長・会計・書記は、会長が委嘱する。
- (5) 監査は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。
- (6) 幹事若干名を公募により選出し理事会の議を経て承認を得る。
- (7) 会員は、一日役員届を事務局に提出し定例役員会に出席できる。
- (8) 役員の任期は2年（幹事は現役員の任期まで）とし、再任はさまたげない。理事に欠員が生じた場合は、ブロック会の推薦により適宜補充することができる。
ただし、欠員補充者の在任期間は、前任者の残任期間とする。
なお、任期満了後といえども、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を筆頭副会長が代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成する。
- (4) 会計は、会の会計を行う。
- (5) 書記は、会議議事録を作成する。
- (6) 監査は、会の会計を監査する。
- (7) 幹事は本会運営に参画する。

(顧問)

第9条 本会は顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、通常総会、臨時総会、理事会並びに定例役員会とし、会長が招集する。

第11条 通常総会は、年1回とする。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、組織の3分の1以上の要請があったときは、臨時総会を招集することができる。

- 2 総会は、本会の最高機関であって、自治会連合会会員をもって構成する。

- 3 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 毎年度収支予算並びに決算に関すること
- (2) 会則の改正並びに役員の選出に関すること
- (3) 事業報告並びに事業計画に関すること
- (4) その他本会の運営に関し、重要な事項

- 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 5 総会の議案は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長が採決する。

第12条 理事会は、重要な会務の企画及び執行にあたり、会長が必要に応じて招集する。

ただし、理事の過半数の要請があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたり、議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは、会長が採決する。

第13条 定例役員会は、会長、副会長、書記、会計、監査、幹事及び1日役員で構成し、会長が必要に応じて召集する。

- 2 定例役員会は、自治連の運営等の企画及び執行に関して協議・調整する。

(専門委員会)

第14条 本会の目的達成のため特別な活動を行う必要があるときは、専門委員会、分科会を設けることができる。

- 2 専門委員会及び分科会の設置、廃止、構成員並びに運営については、その都度理事会の議を経て会長が決める。

- 3 行政等の依頼による委嘱委員の推薦は、公募による適任者選出とする。なお、原則として委員の兼任は認めない。ただし、指名依頼はこの限りではない。

(経理)

第15条 本会の経費は、会費、補助金及び寄付金をもってこれにあてる。

- 2 会費は、各組織（年額）8,000円とし、一般会計収入とし運営費に充当する。ただし、特別事業等を行う場合は、理事会の承認を得て臨時徴収を行うことができる。

- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第16条 この規約に関し必要な細則は、理事会の議を経てこれを設ける。

付 則

この会則は、昭和48年 7月 9日から実施する。

昭和50年 7月 9日改正

昭和51年 7月18日改正

昭和 5 3 年	5 月 1 7 日改正
昭和 5 4 年	7 月 9 日改正
昭和 5 7 年	6 月 4 日改正
昭和 6 2 年	5 月 2 5 日改正
平成 2 年	6 月 1 1 日改正
平成 5 年	6 月 7 日改正
平成 7 年 1	2 月 1 8 日改正
平成 1 2 年	7 月 5 日改正
平成 1 4 年	7 月 1 2 日改正
平成 1 5 年	7 月 1 8 日改正
平成 1 6 年	7 月 1 2 日改正
平成 2 3 年	6 月 2 7 日改正
平成 2 7 年	6 月 2 7 日改正
平成 3 0 年	6 月 2 5 日改正
令和 元年	6 月 2 8 日改正
令和 3 年	7 月 3 1 日改正
令和 7 年	6 月 2 6 日改正

芦屋市自治会連合会内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、芦屋市自治会連合会規約各条項に定められた事項にもとづき、必要な事項及びブロック会の運営に必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 ブロック会は、一定の地域内にある町内自治組織（以下「組織」という。）をもって構成する。

2 別表1のとおり市内を10ブロックに分け、それぞれにブロック会をおく。

ただし、ブロック会は会員の要請により理事会の承認を得て再編できる。

第3条 ブロック会は、規約第4条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 組織の育成と向上発展
- (2) 組織の行う事業及び事務の連絡調整
- (3) 市及び関係機関との連絡並びに意見の交換
- (4) 各ブロック会相互間の連携
- (5) 会員の意見を集約した分科会のテーマを審議し理事会に送る。
- (6) その他、目的達成に必要な事項

(役 員)

第4条 ブロック会には、次の役員をおく。

代表幹事 1名、幹事 若干名

第5条 ブロック会の代表幹事及び幹事は、自治連の理事に就任する。

2 理事会は理事が事務局に代理出席を連絡することで代理出席者に権限移譲できる。

(会 議)

第6条 幹事会は、会務の企画及び執行にあたる。

(経 理)

第7条 ブロック会の経費は、自治連が一部を助成する。

第8条 この内規に定めなき事項に関しては、規約を準用するものとする。

付 則

この内規は、昭和48年 7月 9日から実施する。

昭和52年 8月11日改正

昭和58年 5月16日改正

平成 2年 6月11日改正

平成11年 7月12日改正

平成30年 6月25日改正

※別表1は、13ページをご参照ください。